

退職前でも有給休暇は請求できる

❶ 来月に退職を予定していますが、年次有給休暇が10日ほど残っています。退職前に、その全部を請求することはできるでしょうか。会社は、退職予定者には年休を与える必要はないと言っています。

❷ 労働基準法で定めた年次有給休暇制度は、使用目的について何ら制約を設けておりません。また、労働者がその有する休暇日数の範囲内で、具体的に休暇の時季を指定したときは、原則として、その時季について年次有給休暇が成立し、使用者の「承諾」は必要ありません。

そして、使用者は「事業の正常な運営を妨げる場合」にのみ、例外的に労働者が指定する時季を変更することができますが、これについては比較的厳格に解釈されており、企業の規模、有給休暇請求者の配置、作業の内容、業務の繁閑、代替者の配置の難易、同時季に休暇を請求する者の人数等諸般の事情を考慮して、制度の趣旨に反しないよう合理的に決すべきものとされています。

従いまして、前記のような使用者による時季変更がない限り、退職するまでの間であっても、当然に有給休暇を行使することができます。

なお、退職予定者が、年休日数を見込んで先日付けの退職届を提出し、そのまま休んでしまうケースもあります。こうした場合でも、労働者は在籍中であれば退職時まで年休を取得する権利がありますので、それを自由に行使できますが、引継ぎ等必要な業務を果たしていない場合は問題が起きることもあります。判例では、退職届提出後の年休行使に関して、一定期間の勤務を定めた労使協定を肯定したもの（昭57. 1. 29、大阪地裁、大宝タクシー事件）もありますので、年休の請求を早めに行うのが望ましいでしょう。